

平成29年第1回定例会（2月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成29年2月16日

農 林 水 産 部

目 次

- 1 あきた公共施設等総合管理計画に係る
個別施設計画（インフラ施設）の策定について
〔農林政策課・農地整備課・水産漁港課・森林整備課〕 ----- 1
- 2 秋田県漁業協同組合長期貸付金の償還条件の変更について〔農業経済課〕 ----- 4
- 3 収入保険制度の概要と周知活動の推進について 〔農業経済課〕 ----- 6
- 4 秋田県木材利用促進条例に基づく
「木材利用の促進に関する指針」（案）の策定について
〔林業木材産業課〕 ----- 9
〔別冊〕「木材利用の促進に関する指針」（案）
- 5 秋田林業大学校における林業トップランナー養成研修の取組状況について
〔森林整備課〕 ----- 11

1 あきた公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画 (インフラ施設)の策定について

農林政策課
農地整備課
水産漁港課
森林整備課

あきた公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、次によりインフラ施設の個別施設計画（管理に関する実施計画等）を策定する。

なお、関係省庁の指針等に基づき策定する施設の維持管理・更新等のための計画（長寿命化計画等）については、総合管理計画との整合性を図りつつ、個別施設計画として位置づけることとする。

- ・ 計画内容 : 県民生活の基盤であることから、原則、予防保全を中心とした長寿命化対策とする。
- ・ 策定期期 : 施設の点検・診断結果等を踏まえながら、施設ごとに設定する。但し、計画策定前であっても、緊急度の高い施設は、必要に応じて優先的に対策を実施する。

所管部局	施設類型	個別施設計画	施設概要	現状と今後の方針等	策定期期 (予定)
農林水産部	農 業	農地防災ダム	5施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を実施しており、引き続き監視を実施 ・ 平成29年度から機能診断を実施し、「インフラ長寿命化計画」（農林水産省農村振興局）に基づき、長寿命化計画を策定 	平成31年度
		地すべり防止施設	31区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を実施しており、引き続き監視を実施 ・ 平成29年度から機能診断を実施し、「インフラ長寿命化計画」（農林水産省農村振興局）に基づき、長寿命化計画を策定 	平成31年度
	漁 港	漁 港	10港	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度に水産物供給基盤機能保全計画を策定 ・ 「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」（水産庁漁港漁場整備部）が改正されたことに伴う機能診断を実施し、平成28年度末まで7港を診断 ・ 引き続き機能診断を実施し、計画を更新 	平成29年度
		海岸保全施設	32.1km	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度から8.7kmの機能診断を実施 ・ 引き続き機能診断を実施し、「海岸保全施設維持管理マニュアル」（農林水産省・国土交通省）に基づき、長寿命化計画を策定 	平成30年度
	治 山	治山ダム	9,679基	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から施設点検を実施し、平成28年度末まで治山ダム2,644基を点検予定 	平成30年度
地すべり防止施設	78地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き施設点検を実施し、「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（林野庁）に基づき、長寿命化計画を策定 			

～参考～ 他部局が所管するインフラ施設

所管部局	施設類型	個別施設計画	施設概要	現状と今後の方針等	策定時期 (予定)
建設部	道 路	橋 梁	2,320橋	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に橋長15m以上の橋梁を対象とした長寿命化修繕計画を策定 平成26年度から改正道路法施行規則に基づく、15m未満を含む全ての橋梁を対象とした健全度診断を実施し、平成28年度末まで1,436橋を診断予定 引き続き健全度診断を実施し、計画を更新 	平成29年度
		トンネル	84本	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から改正道路法施行規則に基づく健全度診断を実施し、平成28年度末まで60本を診断予定 引き続き健全度診断を実施し、長寿命化計画を策定 	平成31年度
		シェッド・ シェルター	94箇所	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から改正道路法施行規則に基づく健全度診断を実施し、平成28年度末まで114箇所を診断予定 引き続き健全度診断を実施し、長寿命化計画を策定 	平成31年度
		大型 カルバート	28箇所		
		横断歩道橋	13箇所		
		門型標識	25箇所		
	河 川	ダ ム	14施設	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から健全度評価を実施し、平成28年度末まで10施設の長寿命化計画を策定 引き続き健全度評価を実施し、「ダムの長寿命化計画の策定について」（国土交通省大臣官房等）に基づき、全施設の長寿命化計画を策定 	平成29年度
		樋門・樋管	1,079基	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から健全度評価を実施し、平成28年度末まで707基を評価 引き続き健全度評価を実施し、「河川構造物長寿命化及び更新マスタープラン」（国土交通省河川局）に基づき、長寿命化計画を策定 	平成29年度
	海 岸	護 岸	42 k m	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に健全度評価を実施 「海岸保全施設維持管理マニュアル」（農林水産省・国土交通省）が改正されたことに伴う健全度評価結果の見直しを行い、長寿命化計画を策定 	平成29年度
	砂 防	砂防堰堤	1,140基	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から施設点検を実施し、平成28年度末まで砂防堰堤893基、地すべり防止施設32地区及び急傾斜地崩壊防止施設79地区を点検 引き続き施設点検、健全度評価を実施し、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン」（国土交通省水管理・国土保全局）に基づき、長寿命化計画を策定 	平成30年度
地すべり 防止施設		65地区			
急傾斜地 崩壊防止施設		457地区			

所管部局	施設類型	個別施設計画	施設概要	現状と今後の方針等	策定期期 (予定)
建設部	下水道	処理場	5施設	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に長寿命化計画を策定し、処理場5施設、ポンプ場20施設、管渠17.6kmの健全度評価を実施 引き続き健全度評価を実施し、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」（国土交通省水管理・国土保全局）に基づき、全施設の計画を策定 	平成31年度
		ポンプ場	27施設		
		管 渠	338km		
	港 湾	（ 港 湾 外郭施設 係留施設 臨港交通施設 ）	5港	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から防波堤、岸壁及び物揚場等の維持管理計画を策定 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」（国土交通省港湾局）に基づき、臨港道路を対象施設に加え点検・診断を実施し、計画を更新 	平成29年度
	空 港	秋田空港	1空港	<ul style="list-style-type: none"> 「空港内の施設の維持管理指針」（国土交通省航空局）に基づき、平成26年度に策定した空港維持管理・更新計画書を踏まえ個別施設計画を策定 	平成29年度
大館能代空港		1空港	<ul style="list-style-type: none"> 「空港内の施設の維持管理指針」（国土交通省航空局）に基づき、平成26年度に策定した空港維持管理・更新計画書を踏まえ個別施設計画を策定 	平成29年度	
公 園	公 園	3公園	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に長寿命化計画を策定 平成27年度から「公園施設長寿命化計画策定指針」（国土交通省都市局）」に基づき、点検及び健全度調査を実施し、県立小泉潟公園及び県立北欧の杜公園については計画を更新 引き続き点検及び健全度調査を実施し、県立中央公園の計画を更新 	平成29年度	
警察本部	交通安全施設	信号機	1,906基	<ul style="list-style-type: none"> 信号機（信号制御機、信号柱、信号灯器）の点検を毎年度実施 同点検結果及び「インフラ長寿命化計画」（警察庁）を踏まえ、個別施設計画を策定 	平成29年度
		大型道路標識	2,493本	<ul style="list-style-type: none"> 大型道路標識の点検を毎年度実施 同点検結果及び「インフラ長寿命化計画」（警察庁）を踏まえ、個別施設計画を策定 	平成29年度
産業労働部	公営企業施設	電 気 (水力発電所)	16箇所	<ul style="list-style-type: none"> 施設の巡視・点検・検査を実施 同点検結果、「インフラ長寿命化計画」（経済産業省）及び「秋田県公営企業第3期中期経営計画」を踏まえ、個別施設計画を策定 	平成29年度
		工業用水道	取水施設 浄水施設 送配水施設 (2系統)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の巡視・点検・検査を実施 同点検結果、「インフラ長寿命化計画」（経済産業省）及び「秋田県公営企業第3期中期経営計画」を踏まえ、個別施設計画を策定 	平成29年度

2 秋田県漁業協同組合長期貸付金の償還条件の変更について

農業経済課

1 貸付金の状況

平成22年3月末に、県漁協において経営改善に取り組むため、県単独資金「秋田県漁協新生対策貸付金」8億円を貸付した。

- ・貸付先：秋田県漁業協同組合
- ・貸付金額：8億円
- ・貸付利率：無利子
- ・貸付期間：平成22～41年度（20年間、7年据置）
- ・償還方法：平成29～41年度まで均等償還（償還額 年6,200万円）

2 償還条件の変更

これまで事業管理費の削減等、経営改善に取り組んできたが、水揚高の落ち込みにより事業利益が減少し、約定償還が困難となったため、県漁協から年間償還額の減額と償還期間の延長について要望があった。

これを踏まえ、次のとおり償還条件を変更する。

- ・償還額の変更：年6,200万円 → 年2,000万円
- ・償還方法の変更：平成29～38年度までの10年間で2億円を償還し、平成39年度に残りの6億円を償還する契約に変更
- ・残債の償還：償還期間の最終年度（平成39年度）の前年度に経営状況を再度検証し、6億円の償還方法を決定する

3 県漁協の経営改善

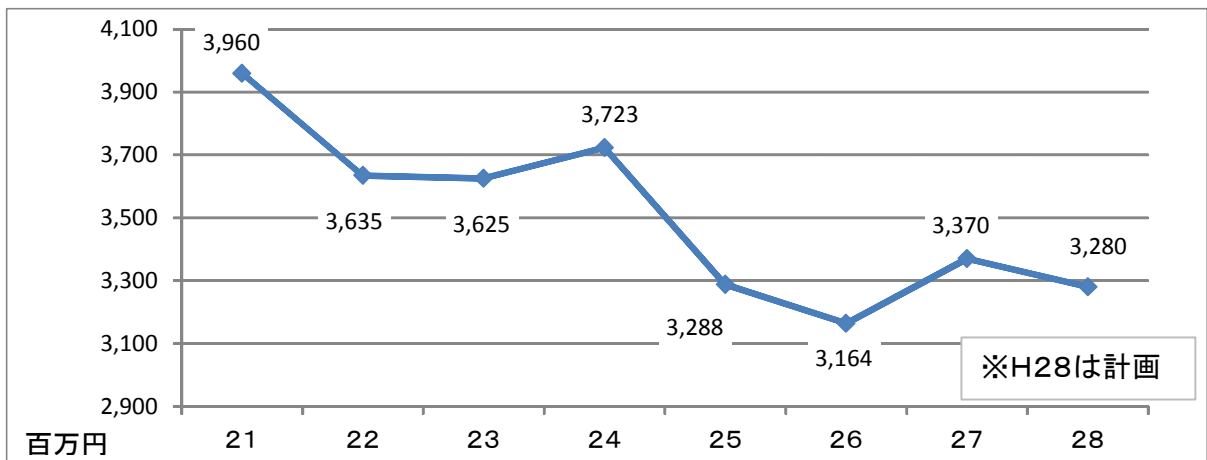
- (1) 現行の経営改善計画に掲げている水揚高の確保、施設の統廃合や更新、管理費の削減、組織体制等を見直し、新たな経営改善計画（平成29～33年度）を策定するなど、更なる経営改善に努める。
- (2) 経営改善に当たっては、水産業競争力強化緊急施設整備事業（平成28年度12月補正予算）により製氷・貯氷施設を整備するなど、漁協の経営環境の向上に向けて支援する。

【参 考】

○ 県漁協の経営状況等

- ・ 経営改善に取り組み、貸付時に142百万円あった繰越欠損金を平成24年度に解消、黒字化を達成している。
- ・ しかしながら、26年度には水揚高が過去最少となり、27年度には回復したものの、2年連続の赤字となった。
- ・ 28年度の事業計画では33億円程度の水揚高を見込み、収支は若干の黒字となっているが、当初の償還計画では40億円の水揚高を想定しており、償還財源（年6,200万円）を生み出すには至っていない。

【 県漁協水揚高の推移 】



○ 新たな経営改善計画（平成29～33年度）の概要

1 水揚高維持対策

高付加価値化、漁場造成・種苗放流等により概ね33億円の水揚高の維持を図る。

① 高付加価値化	「血抜き」「神経抜き」等の実施, 適正に評価される出荷体制の構築
② 直売	「販売強化推進チーム」の設置, ハタハタ等漁協直売の拡充, 販売先の確保による漁協経由の個人直売
③ 販路開拓	加工向け魚種の「生売り」による販路拡大, 県外市場へのPR
④ 未利用資源の活用	脇本・松ヶ崎のイワガキ等
⑤ 漁場造成・種苗放流	天王イワガキ増殖場造成, 海底耕耘等

2 収支改善対策

事業管理費の更なる削減等に取り組み、償還が可能な経営の実現を図る。

- ・ 人件費、役員報酬の削減
- ・ 支所組織体制の見直し
- ・ 製氷事業のコスト削減（新施設の整備） 等

3 収入保険制度の概要と周知活動の推進について

農業経済課

1 背景

収入保険制度は、国が農業の成長産業化を図るために策定した「農業競争力強化プログラム」において、農業経営者のセーフティネットとして、平成31年産からの導入を予定している。

2 制度の概要（詳細別記参照）

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減を補填する仕組みで、農業経営者ごとの収入全体を勘案し総合的に対応する制度。

- ① 対象者 青色申告を行っている農業者（個人・法人）
- ② 対象収入 農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体
- ③ 補償内容 基準収入（過去5年平均）の9割水準で補償限度額を設定
- ④ 保険料 「掛け捨ての保険方式」と「掛け捨てとならない積立方式」の組合せ
（保険料は50%、積立金は75%を国庫補助）
- ⑤ スケジュール 平成29年 青色申告の実施
平成30年 加入申請及び保険料等の納付
平成31年 制度スタート

3 類似制度との関係

- 次の制度と収入保険制度は、どちらか一方を選択して加入
 - ・農業共済
 - ・収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
 - ・野菜価格安定制度 等
- 次の制度の対象である畜産品目と耕種品目の複合経営では、耕種品目のみが収入保険の対象
 - ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
 - ・養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
 - ・鶏卵生産者経営安定対策 等

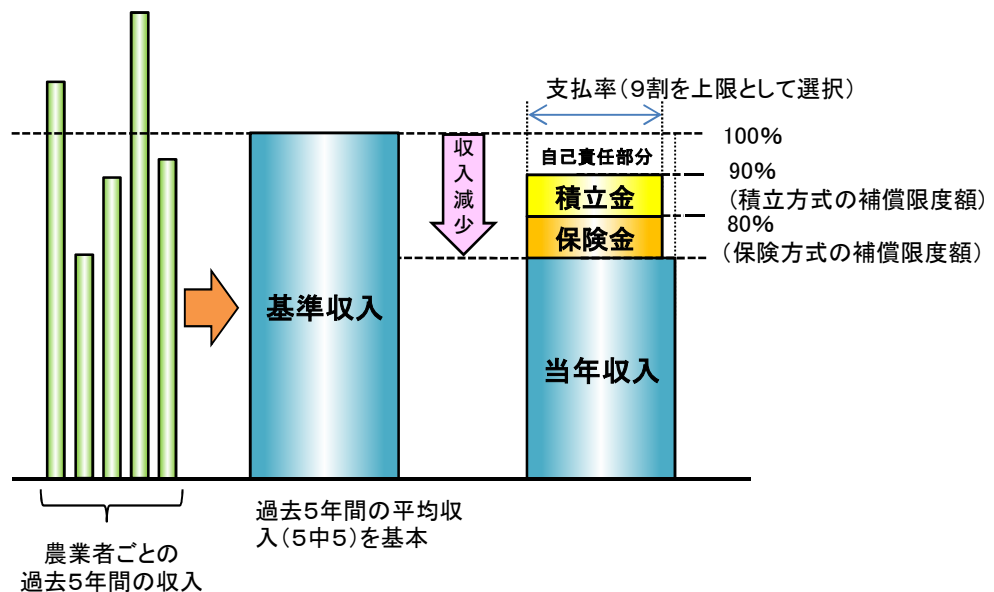
4 周知活動

- 収入保険への加入を希望する農家等が、青色申告の手続きの必要性を認識せず、加入できなかったということのないよう、県では、関係機関や団体と連携し、加入条件である青色申告の実施に向けた周知に努めている。
 - ・地域振興局毎に市町村やJA等に対する説明会の開催
 - ・市町村やJAの広報・座談会等を活用した農業者への情報提供
 - ・税務署における申告農業者への「収入保険制度」のPR等
- 今後は、新たに青色申告を始める農業者を対象に研修会を開催するとともに、制度の詳細が明らかになり次第、農業者への情報提供を行いながら加入促進を図っていく。

1. 具体的な仕組み

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象
5年以上の青色申告の実績がある者が基本だが、青色申告の実績が、制度加入時に1年分あれば加入でき、その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を検討
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に下回った額の9割（支払率）を補填
基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定

（収入保険制度の補填方式）



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

2. 加入・支払等のスケジュール(平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)

平成29年

平成30年

平成31年

平成32年

○青色申告の実施

3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出

○加入申請

(10月～11月)

○保険料等の納付

(12月末まで)

○収入算定期間

(1月～12月)

○保険金等の請求・支払

(3月～6月)

- 新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」の提出が必要
- これにより、平成29年分の所得から、青色申告を行うことが可能（申告時期は平成30年2～3月）

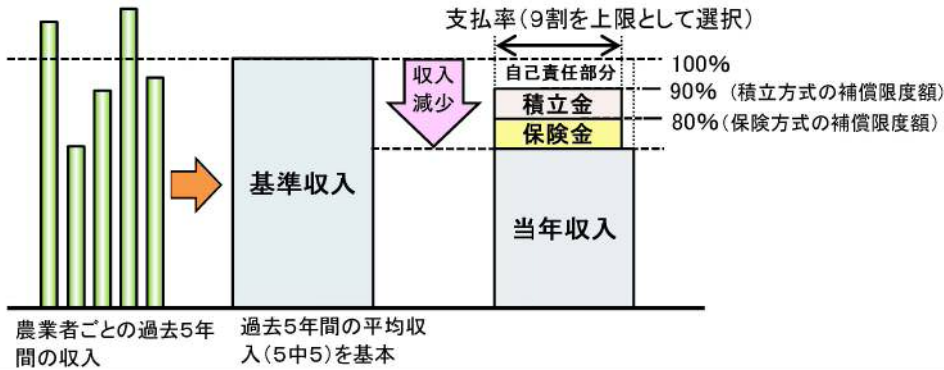
【参考】

類似制度との比較

■収入保険制度

農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく価格低下なども含めた全体の収入減を補填

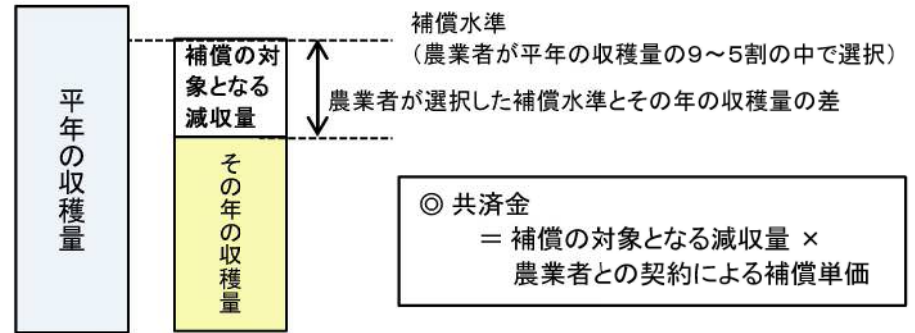
〔対象者〕青色申告を行う農業者 〔補償対象〕農産物全体の販売収入の減



■農業共済(農作物共済の例)

災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、補償単価を乗じて算出した共済金を支払

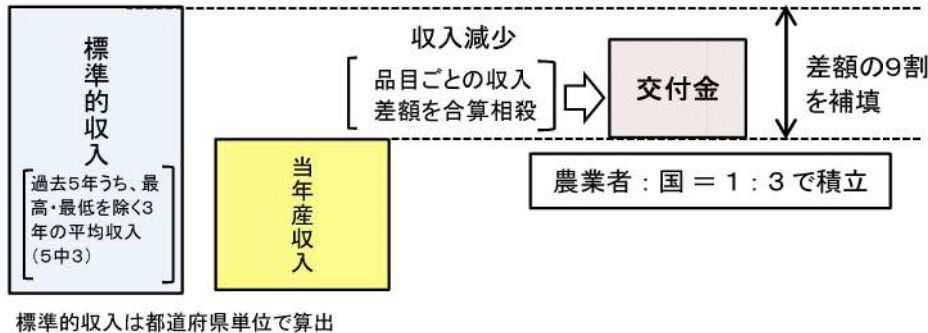
〔対象者〕農業共済加入者 〔補償対象〕自然災害等による収穫量の減少



■収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため、米、麦、大豆等の収入額が標準的収入額を下回った場合に交付金を交付

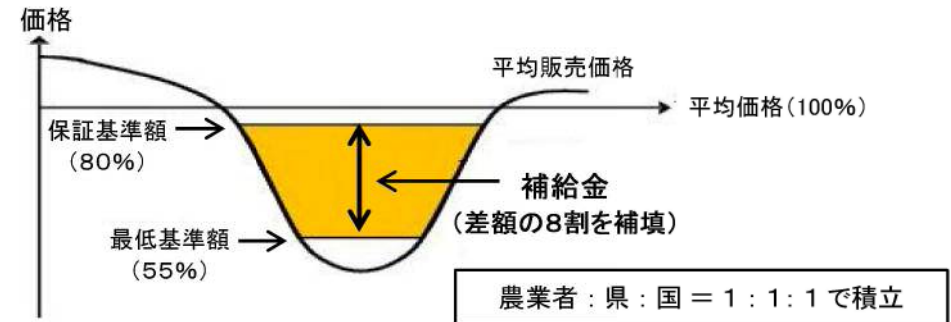
〔対象者〕認定農業者、集落営農等 〔補償対象〕当年産販売収入の合計額の減



■野菜価格安定制度(特定野菜供給産地育成価格差補給事業の例)

野菜価格の低落が経営安定に及ぼす影響を緩和するため、野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に補給金を交付

〔対象者〕基準を満たす産地の農業者 〔補償対象〕市場に出荷した野菜価格の下落



4 秋田県木材利用促進条例に基づく「木材利用の促進に関する指針」(案)の策定について

林業木材産業課

秋田県木材利用促進条例第14条に基づく「木材利用の促進に関する指針」(案)について、秋田県木材利用推進委員会の意見やパブリックコメントを踏まえ、次のとおり策定する。

1 策定までの経緯

平成28年 8月	第1回木材利用推進委員会を開催
〃 9月	指針(素案)を作成
〃 10月	パブリックコメントを実施
〃 12月	第2回木材利用推進委員会を開催
平成29年 1月	指針(案)を作成
〃 2月	2月議会に報告
〃 3月	指針の決定及び公表

2 「木材利用の促進に関する指針」(案)の構成

指針は、趣旨、基本的事項、具体的施策など以下の4章により構成した。

第1章：指針策定の趣旨

指針の策定に当たっての基本的考え方や指針の実施期間について記載

第2章：木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策

木材の利用の促進に必要な施策の方向、木材の利用の促進に必要な技術の開発、木材の利用の促進に必要な人材の育成について記載

第3章：基本的施策を推進するために必要な事項

関係者による主体的な取組、条例・指針の県民等への周知・普及、基本的施策の検証、市町村との連携について記載

第4章：木材の利用の促進のための具体的施策(別記参照)

木材利用が加速的に促進されるよう、第2章で示した基本的施策を受け、具体的に取り組む施策について記載

【別 記】

木材の利用の促進のための具体的施策（第4章）の内容

1 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

(1) 木材の優先利用の促進のための施策

- ・ 木材関係団体等と連携し、木材利用の意義に対する県民の理解を深め、木材の需要拡大につなげる「ウッドファースト県民運動」の展開
- ・ 市町村や学校、NPO団体等が実施する木育活動などを支援することにより、木の良さや木材利用の意義への理解醸成

(2) 県産木材の利用の促進のための施策

- ・ 公共建築物の木造化・木質化、土木分野での木材利用の拡大、公用調達（備品等）への県産木材製品の率先的な利用の推進
- ・ 民間部門での県産材の需要を拡大するため、住宅における県産木材製品の利用や福祉、子育て及び交流施設などの非住宅分野での木造化・木質化の促進
- ・ 家庭でのペレットストーブや民間企業のバイオマス発電、チップボイラーなど木質バイオマス利用の促進

(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

- ・ 県外工務店等と県内木材加工事業者との協定による、県外住宅における県産木材製品の利用の促進
- ・ 首都圏等における商社、大手建設会社、設計事務所等を対象としたプロモーション活動による新たな販路開拓の促進
- ・ 海外展示会への県産木材製品の出展や商談会等への参加による海外での需要拡大の促進

2 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

- ・ 県内の研究所における最先端の木材加工・利用に関する研究、技術開発等の推進と県内企業への技術移転の推進
- ・ 県及び試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官が連携した新たな木質部材や木構造の開発に向けた取組の促進

3 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

- ・ 県内の建築士等を対象としたセミナー開催などによる、新たな木質部材を活用した建築物を提案できる人材育成

5 秋田林業大学校における林業トップランナー 養成研修の取組状況について

森林整備課

1 第1期生(平成27年4月入校)の動向

18名全員が県内の林業関係企業への就職が内定し、また「秋田県林業技術管理士」に認定される。

【就職先内訳】

- ・森林組合 5名
- ・林業会社 8名
- ・木材加工会社(製材等) 4名
- ・住宅資材総合商社 1名

※ 秋田県林業技術管理士：県発注の森林整備関係業務における専門技術員の資格

2 第3期生(平成29年4月入校)の選考状況

(1) 推薦選考

合格者6名(申込者6名) (内訳 高校卒業見込6名)

(2) 一般選考

ア 前期

合格者8名(申込者8名)

(内訳 高校卒業見込5名、大学・短大卒業見込2名、社会人1名)

イ 後期

申込者4名(合格発表日 平成29年2月27日)

3 今後のスケジュール

(1) 修了式(第1期生)

日時：平成29年3月10日(金) 10:30～11:30

場所：森林学習交流館 「プラザクリプトン」(秋田市河辺)

(2) 入校式(第3期生)

日時：平成29年4月7日(金) 10:00～11:00

場所：森林学習交流館 「プラザクリプトン」(秋田市河辺)